

岩手県監査委員告示第21号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 県南広域振興局農政部一関農村整備センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年5月1日から同月30日まで
 - (2) 本監査実施日 令和7年6月16日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年8月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、37,677円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった赴任旅費の支給について、早急に処理を行い令和7年8月8日に旅費を支給した。 今後、新採用職員が赴任する際は、管理用地課職員で打合せをし、必要な作業項目を作成すること、総括が作業項目の分担を指示すること、週初めに進捗状況を確認することで再発防止に努めることにした。